

人権啓発ブック

みんな幸せになりたい



この冊子には、音声コードが各ページに印刷されています。スマートフォンにユニコイスをダウンロードして音声コードを読み取ると情報を音声で聞くことができます。



熊本市



はじめに

幸せになりたいという思い、それは誰もが抱く願いです。
好きな仕事が見たい、自分らしく生きていきたい、そして明るく幸せな人生を送りたいという願いは、すべての人の望みです。

しかしながら、私たちの身の回りでは、知識不足や偏見、思い込み、固定観念などによる差別やいじめ等が日々起きており、時には悲しい事件となつて報道されています。これらの差別などは、人の心を深く傷つけ、苦しみ、さらにはその人の人生にも影響を及ぼす人権侵害であるということ強く認識することが大切です。

私たちは今、一人ひとりがそれぞれの個性を尊重し、互いの違いを認め合いながら、個人の尊厳を重んじ、対等で豊かな人間関係を築いていく必要があります。

この冊子では、二十の人権課題を取りあげています。
この冊子が、様々な立場の人々を理解し、寄り添うことのできる人権感覚を養うためのきっかけとなり、すべての人々が心豊かに明るく暮らせるようになることを願います。

もくじ

- はじめに 1
- 女性(又は男女)に関する人権問題 3
- こどもに関する人権問題 5
- 高齢者に関する人権問題 7
- 障がいのある人に関する人権問題 9
- 部落差別(同和問題) 11
- ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題 13
- 水俣病に関する人権問題 15
- インターネットに関する人権問題 17
- 外国人に関する人権問題 19
- 性的マイノリティに関する人権問題 21
- アイヌの人々に関する人権問題 22
- エイズ患者やHIV感染者ならびにその他の感染症に関する人権問題 23
- 難病患者に関する人権問題 24
- 刑を終えた出所者等に関する人権問題 25
- 犯罪被害者等に関する人権問題 26
- 北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題 27
- ホームレスの人々に関する人権問題 28
- 災害に関する人権問題 29
- 自死遺族に関する人権問題 30
- 様々な人権問題 31
- 電話による相談窓口 35
- 人権擁護委員の制度 36
- 応援します！あなたの人権学習 37

女性(又は男女)に関する

人権問題



みなさんは、「男だから」「女だから」という理由だけで、生き方や人生の選択が狭められている「そう感じたことはありませんか。また、自覚がないまま無意識に性別で決めつけていることはありませんか。」

性別による差別的取扱い、一人ひとりの個性や能力を發揮する機会や自分らしく生きることを妨げる要因ともなっています。

性別にとらわれず、家庭、職場、地域、学校など様々な分野において、ひとりの人間としてお互いに人権を尊重し、対等なパートナーとしてあらゆる活動にかかわり、ともに責任を担う社会にしていく必要があります。

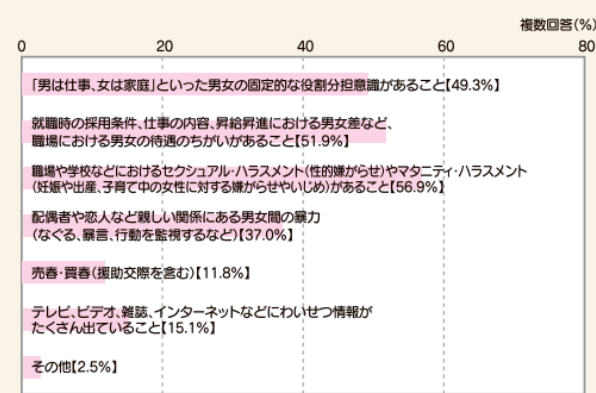
しかし、現実にはドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシユアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどに悩んでいる被害者は存在しています。

人権を踏みにじる行為であるハラスメント等を根絶し、「だれもがとみにいきいきと、個性と能力を發揮できるまち」を目指していきましょう。

熊本市「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」

(令和5年(2023年)10月)

女性(又は男女)に関し、特に問題があると思うのはどのようなことですか?



DV (ドメスティックバイオレンス) とは

配偶者や交際相手など身近な関係にある人からの暴力で、あらゆる暴力を用いて相手を支配しようとする行為をいいます。DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。性別や関係性を問わず、いかなる理由があろうとも、決して許されるものではありません。

デートDV とは

交際相手からの暴力のことを「デートDV」と呼んでいます。暴力とは、殴る・蹴るだけではありません。あなたの傷つくことを言う・大声で怒鳴る・携帯電話や行動を細かくチェックし監視する(精神的暴力)、借りたお金を返さない(経済的暴力)、性行為を強要する・避妊しない(性的暴力)など、相手の人権を無視した行為です。束縛すること=愛情ではありません。相手とは違う考え方や価値観を認め合い、お互いが尊重し合えるような関係を築きませんか。もし、あなたや周りの人が悩んでいたなら、一人で悩まず相談してください。

DV、ストーカー

- 熊本市DV相談専用電話(月～金 8:30～17:15) TEL 328-3322
- 各区役所福祉課(月～金 8:30～17:15) 中央区 TEL 328-2301 南区 TEL 357-4129 東区 TEL 367-9127 北区 TEL 272-1118 西区 TEL 329-5403
- 熊本県女性相談センター(DV専用)(月～金 8:30～22:00,土日祝 9:00～22:00) TEL 381-7110
- 熊本県警察本部警察安全相談室(月～金 8:30～17:00) TEL 383-9110 #9110(プッシュ回線)

性犯罪・性暴力

- 性暴力被害者のためのサポートセンター ゆあさいとくまもと #8891
- キュアタイム(チャット対応)(毎日 17:00～21:00) [キュアタイム](#) [検索](#)

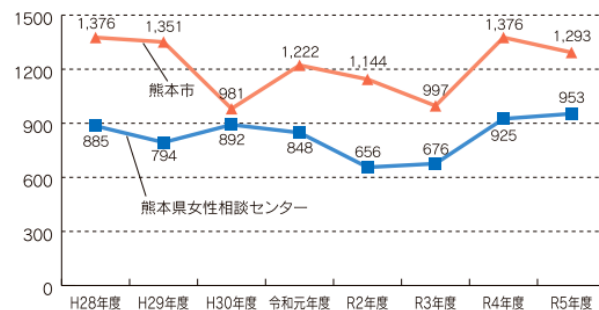
職場におけるセクハラ・マタハラ相談

- 熊本労働局雇用環境・均等室(月～金 8:30～17:15) TEL 352-3865

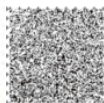
緊急時は
最寄りの警察署
または110番へ

熊本県と熊本市におけるDV相談件数

熊本市における令和5年度(2023年度)DV相談件数は1,293件で、前年度(1,376件)から減少しました。熊本県女性相談センターにおける相談件数は953件で、こちらは前年度(925件)から28件増加しています。



女性に対する暴力の根絶のシンボルカラー「紫」にライトアップされた熊本城天守閣



市HPの
DVのページ
←

子どもに関する人権問題



赤ちゃんは人を差別することはありません。心の成長過程において周りの人々の影響を強く受け、その中で偏見や差別が生まれていくと思われ、身近な人たちの差別的な考えが、子どもへ伝わっていくことが考えられます。

私たちは子どもの健やかな成長を願っていますが、熱心になるあまり、大人の価値観を子どもに一方的に押しつけてしまうということがはないでしょうか。子どもが意見を言っても「子どもに何が分かる」、「子どものくせに」と、子どもの意見や価値観といったものを認めようとしないこともあるのではないのでしょうか。

大人が考えるような「良い子」になってほしいと懸命に育てるあまり、子どもが本来持っている「個性」や「自主性」が失われ、自分に自信が持てない子どもになっているかもしれません。

子ども自身も大人の期待にあわせて、「良い子」になろうと自分の気持ちを抑えている面もあるかもしれません。

大人が子どもの意見や価値観を認めようとしなければ、子どもは夢や希望を持たず、また子どもの持つ一人ひとりの良さを

伸ばすこともできないかもしれません。

さらに、「いじめ」などを原因に子どもが自らの尊い命を絶つたり、虐待によつてその命を奪われたりという深刻な事件も起きています。

私たちは、子どもの権利について十分に理解し、子どもの意見にも常に耳を傾けるとともに、子ども一人ひとりが自分に自信を持つことができるよう、家庭や学校・地域社会との連携を図りながら子育てに取り組む必要があります。

子どもの権利

公益財団法人人権教育啓発推進センター人権ポケットブックより引用

人は誰もが人として尊重され、幸せに生きる権利を持っています。これは、出身地、人種や民族、性別、障がいのあるなし、年齢などの違いを超えて、全ての人に生まれながらに与えられた権利です。

「人権の世紀」ともいわれる21世紀。しかし、これからの社会を担う子どもたちが、いじめ、体罰、虐待、児童ポルノ等の犠牲となるなど、私たちの住む社会は、今もって子どもたちの「人権」が守られていない実情にあります。

国際的にも武力紛争や政治的混乱、環境の悪化などによる貧困、飢餓などのしわ寄せは、社会的弱者である子どもたちの生命や生活を脅かし、深刻な影響を与え続けています。さらに、児童労働や人身取引、性的搾取・虐待など、子どもの尊厳を踏みにじる行為も後を絶ちません。

子どもとは、成長の過程にある者であり、大人と同様、子どもも人権を持っていることを誰もが認識しなければなりません。

知っていますか？ 「子ども基本法」

「子ども基本法」は、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年(2022年)6月に成立し、令和5年(2023年)4月に施行されました。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「子ども施策を総合的に推進すること」を目的としています。



「子ども基本法」は、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが与えられなかった、心身の発達や進捗の遅延がある人を含む子どもが対象です。

「子ども施策」とは、

- ・次のような取組の「子ども施策」といいます。
 - ・大人になるまで自立しなくてはならない子どもの健やかな成長のためのサポート策(例:児童発達支援)
 - ・子育てに伴って生じる生活困窮や社会的実態の改善のためのサポート策(例:児童手当、児童手当の引き上げ、子育て支援センター、相談窓口(相談窓口))
 - ・「これからの社会」に向けて行われる施策(例:教育施策、雇用施策、医療施策など)

6つの基本理念

- 1 すべての子どもは、大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべての子どもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに関心を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できたりすること。
- 4 すべての子どもは年齢や発達程度に応じた、意見が尊重され、子どものうちからにして、最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子どもは家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい子どもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

児童虐待に関する相談・通告窓口

児童虐待の防止等に関する法律では、国民は「虐待を受けたと思われる児童を発見した場合」は連絡しなければならない」と定めています。これを「通報」といいます。通告をした後の調査で虐待の事実がなかったとしても、責任は問われません。また、通告者の秘密は守られます。通告は児童福祉司のほうです。虐待に気づいたら「通報」してください。

相談・通告窓口	電話番号
中央区保健子ども課	328-2421
東区保健子ども課	367-9130
西区保健子ども課	329-6838
南区保健子ども課	357-4135
北区保健子ども課	272-1104
熊本市児童相談所	366-8181 受付 189(3桁)

業務時間/平日 8:30~17:15
夜間・休日は児童相談所で電話対応しています。
また児童相談所全国共ダイヤル189番(いちやく)へかけるとお近くの児童相談所につながります。

高齢者に関する

人権問題



認知症への正しい理解を

認知症は、一度正常に発達した脳の機能が何らかの原因で低下し、生活に支障をきたす状態のことです。

今まで出来ていた生活の動作、例えば料理の手順がわからなくなったり、慣れた道でも、迷ってしまったったり、生活する上で都合なことが出てきます。

では、認知症になったからと言って何もわからなくなり、何もできなくなるのでしょうか？

答えは、「いいえ」です。認知症があるからといって、何もわからなくなるわけではありません。

確かに、苦手になる部分は出てくるかもしれませんが、その苦手を支える工夫や周囲の気づかいで、自分らしい生活を送っている方が大勢います。

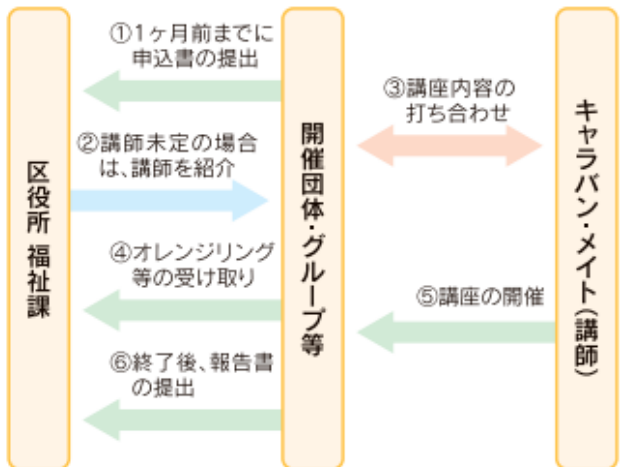
熊本市では、認知症があっても安心して生活できる地域づくり

を目的とし、認知症サポーターの養成を行ってきました。

令和6年3月末時点での養成延べ人数は114,091人と
なっており、小学生から地域住民の方々など、幅広い世代で認知
症への理解の輪が広がっています。

興味のある方は、ぜひ認知症サポーター養成講座を受講して、
認知症について学んでみませんか？

講座開催までの流れ



※個人で受講したい場合には、「熊本市認知症サポーター養成講座」で検索



©全国キャラバン・メイト連絡協議会

熊本市の認知症サポーター養成状況



認知症サポーターカード

認知症サポーター養成講座

- ◆ 講座時間
60分〜90分
- ◆ 講座内容
 - ・ 認知症はどのようなものか
 - ・ 認知症の人と接するときの心構え
 - ・ 認知症の人や介護する家族の気持ち など

障がいのある人に関する 人権問題



私たちが暮らす熊本市には、四万人以上の障がいのある人が暮らしています。身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいを含む）、そのほか心身の機能に障がいのある人など、様々な人がいます。それは生まれつきであったり、事故や病気によるものであったり、原因は人それぞれです。

障がいがあってもなくても、誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っています。しかし、障がいのある人はときに、社会参加をさまたげる障壁に遭遇したり、まちなかや地域で偏見や差別を感じたりすることがあります。それは本人のみならず、その家族を苦しめている現状があります。

こうした障がいを理由とする差別を解消するために、「障害者差別解消法（通称）」という法律があります。この法律は、国や市町村といった行政機関や会社やお店などの民間事業者を対象とし、障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したり、制限したりすることを禁止し、障がいのある人への社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行うことを求めています。

私たち一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な差別に気づき、差別を解消するために必要な配慮（心づかい）を考えましょう。それは、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるため、すべての人に求められる責務です。そして、その配慮（心づかい）を、身近なところから積極的に実践していきましょう。

つながっていく ひろがっていく 障がい者サポーター



障がいのある人が暮らしやすいまちを「みんなが暮らしやすいまち」。

熊本市では、だれもが自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくりをお手伝いできる人を「障がい者サポーター」として募集しています。

「障がい者サポーター」とは？

「障がい者サポーター」とは、障がいの特性や必要な配慮を理解し、障がいのある人が困っているときに、必要な手助けを実践する人々のことです。

熊本市や熊本市障がい者相談支援センターが開催する「障がい者サポーター研修」に参加し、日常生活の中で自分にできる範囲で活動してみましょう。

※10名以上のグループを対象に出前講座も行っています。

【問合せ先】

熊本市 障がい福祉課

TEL 096-361-2519

FAX 096-366-1173

Mail shougai Fukushi@city.kumamoto.lg.jp

知ってください ヘルプマーク

ヘルプマークとは？

「外見からは分からない障がいや病気がある」と、周りの人に知らせるマークです。

内部障がいや発達障がい、養子や人工関節を使用している人、難病の人など、外見からは分かりにくい障がいのある方も、周囲の人に配慮や支援を必要としています。

ヘルプマークを身につけた方を見かけたときには、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマークを見かけたら？

電車やバスの車内では、席をおゆずりください。困っている様子のときには「お手伝いしますか？」と声をかけ、できる範囲での支援をお願いします。

ヘルプマークストラップやヘルプカードを提示されたときには、ストラップを裏返したり、カードを開いたりして、支援方法や手伝ってほしいことを確認してください。

ヘルプマークはどこでもらえるの？

ヘルプマークを使ったアイテムは、紙製のカード、プラスチック製のカード、シリコン製のストラップがあります。

3つとも、ウエルバルくまもと3階障がい福祉課、各区役所の福祉課、熊本市障がい者相談支援センター（市内9か所）にて、無料で配布しています。



紙製のヘルプカード



プラスチック製のヘルプカード



シリコン製のヘルプマークストラップ

部落差別(同和問題)



私たちは、本来、一人ひとりが「個人」として尊重されるべきであり、その人の住所や出身地などの違いによって差別を受ける理由は何らありません。

しかし、住んでいる地域や出身を理由に差別をし、就職や結婚などといった、人生における重要な権利を侵害するという「部落差別(同和問題)」が存在します。

部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた特定の地域に生まれた又は住んでいたという理由で、日常生活において様々な差別を受けるといって日本固有の重大な人権問題です。

日本国憲法の制定により、平等の原則は保障されましたが、今なお、差別や偏見が完全に解消されたとはいえません。

差別には、心理的差別と実態的差別があり、心理的差別は、「同和地区住民」「被差別部落住民」と称された人々との交流や結婚をばばんだり落書きなどの文字や言葉で相手を傷つけたりするもので、心の奥底に存在しているものです。

また、実態的差別とは、生活環境面が悪かったり、差別により職に就けず生活そのものが不安定だったりすることです。実態的差別は、国の事業等により、徐々に解消されてきました。

しかし、「差別をしてはいけない」という意識は広まっているものの、知識としての理解にとどまり、具体的な行動において十分現われていない

ということが大きな課題です。例えば、インターネット上の差別的な書き込み等の事案は依然として存在しています。

私たち一人ひとりが、この「部落差別(同和問題)」について深く学習し、正しい認識を持ち「差別をなくす」取組を進めることによって、明るい人権尊重社会を築くことができます。

平成二十八年(二〇一六年)十二月十六日に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。

この法律は、現在もおお部落差別(同和問題)が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別(同和問題)に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別(同和問題)の解消を推進し、部落差別(同和問題)のない社会を実現することを目的としています。

詳しくは法務省ホームページ
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html
 をご参照ください。



えせ同和行為とは

(令和3年12月 法務省人権擁護局
えせ同和行為対応の手引きより抜粋)

部落差別(同和問題)の解決に寄与しているかのように装って、企業・個人などに不当な利益や義務のないことを要求する行為です。えせ同和行為は、部落差別(同和問題)に対する誤った認識を植え付け、偏見や差別を助長する要因となっており、部落差別(同和問題)の解決を阻害するものです。

安易な妥協は、被害の拡大と差別の助長につながります。部落差別(同和問題)の解決に向けて、えせ同和行為に対して毅然とした態度で要求を拒否することが求められています。

不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨み、つけ入るすきを与えないことが肝要です。

えせ同和行為排除の目的は、当該違法・不当な行為の排除と同時に、新たな差別意識の発生を防止し、部落差別(同和問題)を解決するところにあります。

真に差別のない平和で住みよい社会の実現のため、一人一人が責任と勇気を持って、えせ同和行為の排除のために取り組むことが必要です。

「無知」「無関心」が差別を助長します

「部落差別(同和問題)を知らないこと、もたれにわざわざ教える必要はない」「いわゆる「寝た子を起こすな」という考え方をどう思いますか?この考え方で、差別は解消するのでしょうか?」

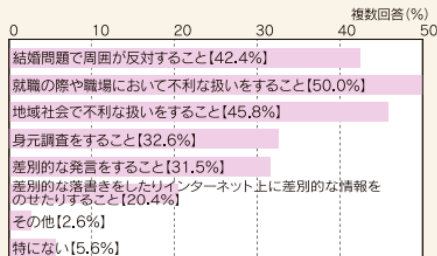
インターネットが発達した現在、私たちの周りには様々な情報があふれています。その中には正しい情報だけでなく、誤った情報や偏見によるゆがんだ情報もたくさんあります。はじめて部落差別(同和問題)を知ったのが、これらの誤った情報からだったのなら「寝た子を起こすな」という考え方で、これらの情報を見極めることができるのでしょうか?

また、「自分は差別なんかしないから大丈夫」という考え方はどうでしょうか?差別の現状認識に対して無関心であると、社会の中の様々な差別に気づかないばかりか、自分が差別の当事者であることさえ分からなくなるのではないのでしょうか?

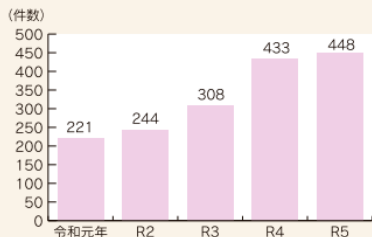
部落差別(同和問題)についての正しい知識を身につけ、正しく差別の現状を認識していくことが差別をなくすことにつながります。

●熊本市人権・男女共同参画に関する市民意識調査(熊本市・令和5年(2023年)10月)

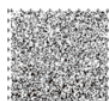
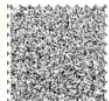
部落差別(同和問題)であなただけが人権上、特に問題があると思うものはどのようなことですか?



●部落差別(同和問題)に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数



法務省人権擁護局作成
令和6年度版人権の擁護より引用



ハンセン病回復者と その家族に関する人権問題

ハンセン病は明治六年（一八七三年）に、ノルウエーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による感染症です。皮膚や末梢神経がおかされる病気ですが、早期に治療を行うことで、知覚障害、運動障害などは起こりません。

また、感染力が非常に弱く、ハンセン病療養所で働いていた職員で感染した人はいないことからわかるように、抵抗力があまりない状態でたくさん菌に繰り返し触れる機会でもなければ日常生活では感染しません。仮にハンセン病に感染しても、治療法が確立している現在では、早期発見と早期治療により、障がいを残すことなく外来治療で治すことができるようになっていきます。

しかし、患者を療養所に強制隔離したり、患者の家を消毒したりしたこと、「国が法律までつくって隔離するのだから、ハンセン病は怖い病気だ」という誤った認識が社会に広まりました。

患者は施設に長年隔離され続け、人としての権利が著しく損なわれてきたため、国を相手取り訴訟を起しました。

その結果、平成十三年（二〇〇一年）に熊本地裁で原告勝訴判決があり、平成二十一年（二〇〇九年）にはハンセン病問題基本法が施行され、問題解決の促進に関し、国と地方自治体の責務が明らかにされました。また、令和元年（二〇一九年）十一月十五日には、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、同年十一月

二十二日に公布・施行されました。法の前文では、ハンセン病の隔離政策の下、「ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国及び政府において取組がなされてこなかった」ことや、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。

ハンセン病回復者や家族の方々は、今もなお苦しみや悲しみを抱えています。私たちは、他人事としてではなく、ハンセン病について正しい知識を持ち、自分自身のことと受け止めながら、すべての人の人権が尊重される社会を実現するよう努めていかなければなりません。

菊池恵楓園歴史資料館 について

菊池恵楓園歴史資料館は、ハンセン病問題、及びハンセン病差別のなかで力強く生き抜いてきた恵楓園入所者らの人生を後世に伝え、そのことを通じて人権が真の意味で尊重される社会を実現することを目指して設置された資料館です。

資料館のホームページはこちら

開館時間 9:00~16:30
休業日 毎週月曜日、祝日の翌日、年末年始
〒861-1113 熊本県合志市栄3796
電話番号 096-248-1136



「りんどう相談支援センター」について (熊本県ハンセン病問題相談・支援センター)

「りんどう相談支援センター」では、県から委託を受けた熊本県社会福祉士の社会福祉士が、ハンセン病回復者及びその家族の方等のご相談をお聞きし、必要なお手伝いをさせていただきます。

例えば
▶病院受診の相談に乗ってほしい
▶証明書を取りに行くときに立ち会ってほしい
▶相談のことで悩んでいる
▶具合が悪くなったときに頼れる人がいない
▶家族補償制度を知りたい ▶郵便物を受け取ってほしい 等

相談は
無料です

ご事情に応じて、面談の時間や場所は柔軟に対応いたします。

電話 096-365-7606
開所日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
休業日 土日、祝日
〒862-0910
熊本市東区健康本町1-22 東部ハイツ105号



菊池恵楓園

入所者の証言

「解剖承諾書」(熊本県ハンセン病問題相談・支援センターから提供)

◆解剖承諾書

入所手続きのこと。「解剖承諾書を書いてほしい。職員が生年月日などを聞いた後、当然のように告げた。」

「その時は子供だったから、とっさに「いやじゃ」と断った。死んでも、はらわたを取り出されるのは痛いだらうとソーツとしたから」

「死んだら痛みなんか分かるか。職員に説得され、しぶしぶ同意した。匿名は職員が代行し、林田さんは母印を押すだけで終わった。」

「園で使う偽名は何にするか」。続けて問われたが、「いりません」と即答した。「解剖のこともあって、どうせすぐ死ぬんじやろう」と思い、本名で通すことにした」

◆監禁室

当時、監禁室は六畳ほどの個室がいくつもあり、原田さん同様、帰省期限を守らなかつた男性二人が各部屋に二人ずつ収容されていた。

それぞれの部屋には力ギが掛けられ、外出は厳禁。閉ざされた療養所の中でも、さらに閉ざされた場所だった。

「風はじつと布団の上に乗り、夜は横になる生活。朝から聞こえてくる小鳥のさ

えずりだけが慰めでした」

食事は毎回、小さなおにぎり二個とたくあんだけ。心配した療友が職員目を盗み、部屋の格子戸のすき間から、ネタのない煮りすしを差し入れてくれた。

◆断種・墮胎

妊娠が分かった日、菊池恵楓園の本田陽子さん(仮名)は、一人で墮胎手術を受ける決断をした。昭和四十年のこと。

「園内で子供を持つなんて、当時は考えもしなかつた」。入所後に子供を産んだという話を聞いたことがなく、それが園内の「掟(おきて)」と疑わなかった。

医師は卵管結紮(けつさつ)の優生手術も勧めた。卵管を縛る手術で、二度と妊娠しないようにするためだ。

「中絶を繰り返したら体を壊すぞ」それが生まれた子を育てるんだ」。医師は威圧的に説得の言葉を繰り返した。陽子さんは迷った末に、手術を受け入れた。墮胎と卵管結紮の手術は、一時間ほどで終わった。陽子さんは涙が止まらず、手術中もおおっぴら体が震えたという。

「もう女じゃなくなつた……。打ちひしがれる陽子さんに、夫の弘さん(仮名)は掛ける言葉がなかつた。男として「心がない」と思った。

水俣病に関する

人権問題



「水俣病」とは、水俣にあるチツソ水俣工場から排水と一緒に毒性の強いメチル水銀が水俣湾に流れ、それが魚介類に取り込まれて、その魚介類を長い間たくさん食べたことにより発生し、昭和三十一年（一九五六年）五月一日公式確認された公害病です。

水俣病の主な症状としては、両手両足の感覚が鈍くなる、動きがぎこちなくなる、目が見える範囲が狭くなる、耳が聞こえにくくなる、言葉がはつきりしなくなるなどがありますが、発生当初の症状が重い人は、けいれんを起こしたり、意識不明になって亡くなることもありました。

また、妊娠している母親の体内に入ったメチル水銀が、へその緒を通じて胎児へ取り込まれ、生まれながらに水俣病の症状をもつた赤ちゃん（胎児性水俣病患者）もいました。

また水俣病の原因がわからなかった頃には、伝染すると誤解され、患者が出た家庭には人々が近づかなかつたり、水俣出身者が就職や結婚を断られたりするといったことも起こりました。

水俣病の原因がメチル水銀だとわかっている現在でも、水俣出身者への不適切な発言はあり、患者や家族、さらには、水俣の人々の苦しみは続いています。

水俣病は、メチル水銀による中毒であり、人から人へうつることはありません。また、遺伝もしません。現在、水俣湾の魚介類は県の調査によつて安全が確認されています。

私たちも、水俣病に対する正しい知識を持ち、被害を受けた方々の視点に立つて考えることで、水俣病に対する偏見や差別をなくしていくための努力をしていかなければなりません。

行ってみませんか？

水俣市立水俣病資料館



水俣病資料館は、水俣病の経験をもとに、悲惨な公害を二度と繰り返してはならないという切なる願いから、水俣病の経験から得た貴重な教訓を人類への警鐘として継承・発信していくことを目的に、開館しました。

水俣病の歴史や現状等を学ぶことができる常設展示のほか、毎年の企画展示や、水俣病患者・関係者の方から直接の体験等を聴講できる「語り部講話」を行っています。

今では全世界の方々が訪れ、公害学習・環境学習だけでなく、人権教育の場としても活用されています。

【所在地】
〒867-0055 熊本県水俣市明神町53番地
TEL 0966-62-2621
FAX 0966-62-2271

詳しくは…
水俣病資料館 検索

水俣病に関する年表

熊本県環境衛生部水俣病対策課

- 昭和31年（1956年）チツソ附属病院より水俣保健所に奇病発生（5月1日）水俣病公式確認日
- 昭和34年（1959年）熊本大学研究班、「有機水銀が原因ではないか」と発表
- 昭和40年（1965年）新潟県阿賀野川流域で水俣病が発生
- 昭和43年（1968年）チツソがアセトアルデヒドの製造を中止
- 昭和44年（1969年）政府「水俣病の原因はチツソの工場排水に含まれるメチル水銀である」と発表
- 昭和48年（1973年）患者・家族がチツソを相手に損害賠償請求訴訟を提起
- 昭和49年（1974年）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布
- 昭和52年（1977年）患者団体とチツソの間で補償協定締結
- 昭和54年（1979年）公害健康被害補償法公布
- 昭和55年（1980年）水俣湾に仕切網を設置
- 平成2年（1987年）水俣湾を埋め立てる工事開始（平成2年に終結）
- 平成4年（1989年）熊本県・鹿児島県が水俣病総合対策医療事業開始
- 平成5年（1990年）水俣市が、水俣病犠牲者慰霊式を開催（その後毎年実施）
- 平成6年（1991年）水俣市立水俣病資料館 熊本県環境センター開館
- 平成7年（1992年）患者3団体が、政府の水俣病問題解決策を受け入れ
- 平成9年（1994年）県が「水俣湾の安全宣言」を行い、仕切網を全て撤去
- 平成10年（1995年）水俣市総合もやい直しセンター開館
- 平成14年（1999年）熊本県内の小学5年生が水俣市を訪れる「こどもエコツアー」開始（平成23年度からは「水俣」に学ぶ肥後ツアー教習を実施）
- 平成16年（2001年）最高裁判所において、水俣病の被害拡大を防ぐことができなかったことについて、国と熊本県の責任が確定
- 平成17年（2002年）環境省が総合対策医療事業の拡充等を内容とする「今後の水俣病対策について」を発表
- 平成19年（2004年）水俣病被害者の救済に関する特別措置法が成立（7月8日）
- 平成21年（2006年）政府が、水俣病被害者救済措置の方針を閣議決定（4月16日）
- 平成22年（2007年）熊本県等が、水俣病被害者の救済申請を受付開始（5月1日）
- 平成23年（2008年）患者3団体がチツソと紛争終結の協定を締結（3月）
- 平成24年（2009年）水俣病被害者の救済申請期限（7月31日）までに約4万3千人（熊本県）が申請
- 平成25年（2010年）水俣条約外交会議が熊本市及び水俣市で開催され、「水銀に関する水俣条約」が採択
- 平成26年（2011年）熊本県知事が水銀に頼らない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行う
- 平成26年（2011年）水俣病被害者救済特別措置法によつて19,000人超が一時的に療養費、18,000人超が療養費対象に該当
- 平成28年（2013年）水俣市立水俣病資料館が、展示内容を全面的に見直しリニューアル
- 平成29年（2014年）「水銀に関する水俣条約」が発効
- 令和2年（2020年）水俣市立水俣病資料館の来館者が100万人を突破
- 令和2年（2020年）水俣病資料館語り部の会がくまもと環境憲水生活活動表彰を受賞

インターネットに関する 人権問題

パソコンやスマートフォン等の普及が進んだことにより、コミュニケーションの輪が広がり利便性が高まった一方で、「匿名性を悪用して掲示板で他人を誹謗中傷する」、「本人の許可なく名前、住所、電話番号や写真をSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）や、ブログで公開する」、「誤った情報がSNSやブログで拡散される」、「行政や企業が管理する個人情報、不注意や不正アクセスによりインターネット上に流出する」というような事例も次々に発生しています。一度公開されたり流出したりしてしまつた情報は、インターネット上で次々に「コピー」され、これを回収することは事実上不可能であり、これらは人権にかかわる新たな社会問題となつていきます。

情報の取得や発信の容易性、匿名性等から、インターネット上ではややもすれば道徳観や罪悪感が希薄になりがちです。また、誹謗中傷により、自ら命を絶つ痛ましい事件も起きています。

インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となつていふことを契機に、こつした行為を抑止すべきとの国民の意識が高まる中、誹謗中傷の実態への対処として、令和四年（二〇二二年）七月、

侮辱罪の法定刑の引き上げ（一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料）が行われました。

これから私たちは、高度情報化による恩恵を甘受するだけでなく、「誰もが被害者にも加害者にもなり得る」ことをしっかりと認識し、これまで以上に個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、一人ひとりが情報の取得・発信における責任やモラルを持つことを心がけていかねばなりません。

そのためには、家庭や地域、学校、職場といったあらゆる場において、インターネットの危険性や、利用上のルール、マナー、注意点等を学習、啓発する機会を設けることが大切です。

「情プラ法」により インターネット上の 誹謗中傷対策が 改善されます

従来の「プロバイダ責任制限法」が「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害などへの対処に関する法律」（通称「情プラ法」令和6年（2024年）5月17日公布）に改正されました。今までは、被害投稿の削除要請の対応については、プロバイダの自主的な判断に委ねられていましたが、今後は大規模プラットフォーム事業者に対して①対応の迅速化②運用状況の透明化が義務付けられます。これにより、事業者側の対応が改善されることが期待されます。

※大規模プラットフォーム事業者とは、「情プラ法」第21条の規定により、大規模特定電気通信役務（SNS等）を提供する者として総務大臣に指定された者のことを言います。



熊本市の取組

パソコンやスマートフォンの普及は自覚ましいものがあり、大人はもとより子どもも所有率も増加しており、誰でも気軽にインターネットを利用した通信や情報のやり取りができるようになった反面、今までは考えられなかったような事件や犯罪、人権侵害や名誉毀損、迷惑行為等が頻発しています。また、行政においては、戸籍や住民票、税や福祉などの個人情報の大半がコンピュータによって管理されており、コンピュータウイルスやネットワークへの不正侵入などの外部からの脅威、過失や故意による情報漏洩などへの対策が必要となつていきます。

◆主な取組

- ①市民を対象とした啓発活動への取組
 - ・保護者を含めた市民への情報モラル教育の推進に努め、学校現場において児童生徒たちがさらされているネット社会の現状を学び、正しい知識を得られるような啓発に取り組む。
 - ・個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解及び適正な利用、人権侵害を受けないような対応策や被害を受けた場合の対応方法について、啓発に取り組む。

インターネットによる人権侵害を受けた人を救済するために、熊本地方法務局、熊本県人権擁護委員連合会、熊本県と連携した対応を行う。

②学校教育における取組

- ・各小中学校の情報モラル教育推進リーダーへの研修の実施。
- ・最新のSNS等によるトラブル状況を把握し、情報モラル研修の進め方等について、教育委員会の職員による教職員向けの研修（パッケージ研修、SD研修）の実施。

③市役所内部の取組

- ・環境に即した、情報セキュリティポリシー[※]の見直し。
- ・情報セキュリティに関する職員研修の強化。
- ・セキュリティ対策ソフトの導入や二要素認証によるセキュリティの強化を図る。

※情報セキュリティポリシー

情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定める基本方針と、基本方針に基づき、全ての情報システムに共通する情報セキュリティ対策の基準を定める「対策基準」を総称したものを「情報セキュリティポリシー」といいます。

外国人に関する

人権問題



世界各国には約八十億もの人々が住み、百九十以上の国や地域で、様々な人種の人々が暮らしています。民族や宗教、言葉、生活習慣なども地域によって様々であり、さらに、同じ国に住む人でも、グローバル化の進展に伴い、異なる文化的背景を持ち、話す言葉も違う場合があるなど、世界中には多種多様な人々が生活しています。

私たちは外国人に対して、考え方や生活習慣、肌の色などに違いがあることを認識し、その「違い」を受け入れることができているでしょうか。受け入れることができずに、見て見ぬふりをしたり、無視をしたり、差別的な対応をしたりしていませんでしょうか。言葉が通じないことや外国人というだけで、アパートなどへの入居を拒否される、国籍が違うだけで、就職のときの労働条件が異なるといったことがあります。さらに、特定の民族や国籍の人たち、外国出身者やその子孫の人たちへのヘイトスピーチなどの問題が全国各地で起きています。

今改めて、私たちは、常に多様性を受け入れる寛容性を育み、地域の一員としての自覚を持つことが重要です。

外国人であること、文化的な背景が違うこと、異なる特徴を持つことなどで差別することをせず、積極的に外国の人と交流を図り、お互いを理解しながら、全ての人が安心して暮らせる「共生社会」をつくっていきましょう。

熊本市外国人総合相談プラザ

令和元年(2019年)9月1日、熊本市国際交流会館に外国人住民等の相談窓口を開設しました。
「わからないこと」、「こまったこと」、「しりたいこと」があれば、気軽に相談してください。



くまもとしがいきこくじんそうごうそудんぶらざ
The Kumamoto Consultation and Support Plaza for Foreign Residents
熊本市外国人総合相談中心
구마모토시 외국인종합상담 플라자

相談場所 熊本市国際交流会館2階(熊本市中央区花畑町4番18号)
相談対応日 国際交流会館の開館日
※休館日 第2・第4月曜日(祝日等の場合は、直近の平日)、年末年始
開設時間 午前10時～午後6時
対象者 在住外国人、市民、外国人を受け入れている機関等
相談内容 在留手続、仕事、住まい、行政手続、出産、子育て、子どもの教育等、生活全般
対応言語 23言語

(1)やさしい日本語 (2)英語 (3)中国語(簡体字、繁体字) (4)韓国語
(5)ドイツ語 (6)ベトナム語 (7)ネパール語 (8)インドネシア語
(9)タガログ語(フィリピン) (10)タイ語 (11)ポルトガル語 (12)スペイン語
(13)ミャンマー語 (14)クメール語(カンボジア) (15)フランス語
(16)イタリア語 (17)ロシア語 (18)マレー語 (19)モンゴル語
(20)シンハラ語 (21)ベンガル語 (22)ヒンディー語 (23)ウクライナ語

専門分野の相談

法律相談(熊本県弁護士会)、在留資格相談(熊本県行政書士会)
労働相談、就労相談(職業紹介事業者)
住まいの相談(熊本市居住支援協議会)、心の相談(臨床心理士)
※専任のコーディネーターが対応します。

相談員による相談日時

対応言語・分野ごとに相談日が異なりますので、お問い合わせください。

プラザ連絡先 TEL 096-359-4995 FAX 096-359-5112
mail soudan@kumamoto-if.or.jp
HP <https://www.kumamoto-if.or.jp/plaza/>



外国人の防災訓練

日本で起こりうる災害について、不慣れた外国人の方々に防災についての基礎情報を提供し防災に対する意識の啓発に努めています。



外国人への日本文化紹介

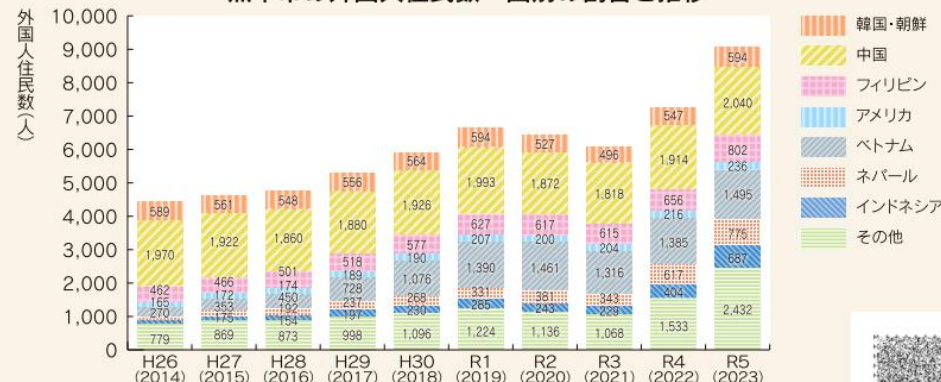
「日本文化体験デー」などで、在住外国人が市民と交流しながら、気軽に日本文化を体験できる機会を提供しています。



国際交流員の活動

国際交流員が学校や公民館などを訪問したり、国際交流会館で外国の文化や生活習慣などを市民に紹介したりし、理解を深めてもらう活動を行っています。

熊本市の外国人住民数 国別の割合と推移



※外国人住民とは、滞在期間が3か月以上の住民を示す。 ※各年12月末現在 ※熊本市の住民基本台帳人口

性的マイノリティ に関する人権問題



長い間、社会では、「性」について、非常に固定的に考えられてきました。「人は異性を愛するのが当然だ」、「心と体の性別が違うことなどありえない」、性別は男と女しかない」などと一般的にいわれてきました。しかし、自分などの性別であるかの認識である性自認、どういった性別の人を好きになるかという性的指向、生物学的な身体の性的特徴、服装やしぐさ、言葉遣いなどの性別表現など、性のあり方は様々です。

性の多様性への理解が社会で広がることで、性的マイノリティの人々を取り巻く環境は徐々に変化しています。一方で、日常生活の様々な場面において、偏見の目を向けられたり、生きづらさを感じたりしているとともに、就職をはじめ自認する性での社会参画が難しいなど、社会での無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている状況があります。

また、自らの性のあり方に違和感を持っていても、誰にも相談できずに悩み続けたり、それを友人や家族等の他者に伝えることは大きな困難を伴ったりします。

性的指向や性自認などを理由とする偏見や差別をなくし、すべての人々が尊重され、自分らしく生活できる社会にしていく必要があります。

熊本市では、平成三十一年(二〇一九年)四月から「熊本市パートナーシップ宣誓制度」を開始するなど性の多様性の理解促進のための取組を進めています。

※一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約束した関係であることを、熊本市長に対し誓約する制度です。

アイヌの人々に関する 人権問題



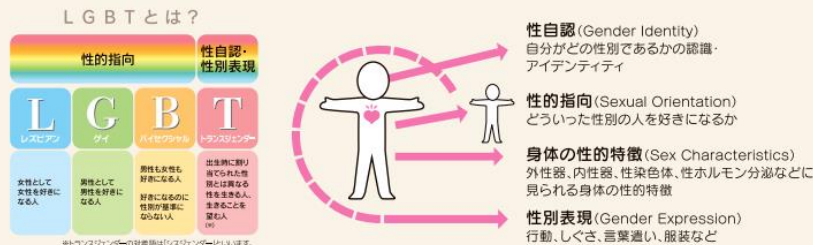
アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、「ユカラ」などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

政府は、平成十九年(二〇〇七年)九月に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や平成二十一年(二〇〇九年)七月の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進しています。

また、令和元年(二〇一九年)五月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別の禁止に関する基本理念やアイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められています。政府は、同法に基づき、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を推進しています。

私たちは、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するよう努めていかなければなりません。

性の多様性



「LGBT」とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった言葉で、性的マイノリティの総称として使われることもあります。また、性自認や性的指向などが分からない・明確ではない人(「クエスチョニング」などと言います)なども含むことを明確にするために、LGBTQや、LGBTQ+という言葉が使われることもあります。

ウボボイ(民族共生 象徴空間)について

ウボボイは日本の貴重な文化でありながら存続の危機にあるアイヌ文化の復興・創造等の拠点となるナショナルセンターです。また、我が国が将来に向けて、先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様な豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴として整備されました。豊かな自然に抱かれたポロト湖のほとりで、アイヌ文化の多彩な魅力に触れることができます。

愛称「ウボボイ」は、アイヌ語で「おおせいで」(歌うこと)を意味します。



国立アイヌ民族博物館

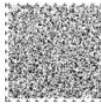
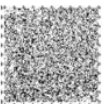


アイヌ古式舞踊



刺繍が施された衣服

※提供：公益財団法人
アイヌ民族文化財団



エイズ患者や HIV感染者ならびに その他の感染症に関する 人権問題



エイズ・HIV（エイズウイルス）感染症は、治療法の進歩によりコントロール可能な慢性疾患となり、社会では多くの方が治療を受けながら働き、学び、生活しています。しかし、このような状況の変化について正確な情報が浸透しておらず、エイズ患者・HIV感染者に対する差別や偏見が今でも根強く存在しています。

また、世界中で猛威をふるった新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活に大きな影響を与えました。感染した方やその家族、医療従事者などに対する誹謗中傷や偏見、差別といった問題だけに止まらず、感染防止対策としてマスクの着用や新型コロナウイルスワクチン接種についても、病気や体質など、様々な理由でマスクをつけたくてもつけられない方やワクチンを接種したくてもできない方に対して、その対策を強要したり、職場や学校等で不利益な取扱いを行ったりするなどの問題も発生しました。

人々は未知の病気に対して不安に駆られたり、過剰に反応したりしてしまいます。そのようなことが起こらないようにするには、感染症について正しい知識を持つとともに、もし、自分が、家族が、友人が感染したら…と想像力を働かせて理解し、差別や偏見をなくしていくことが大切です。

難病患者に関する 人権問題



難病とは発病の仕組みが明らかでないうえに、治療方法が確立していない希少な病気であり、その病気にかかったことにより長期にわたって療養を必要とする病気のことをいいます。

難病はその種類も多く様々な病気の特徴があり、個人差があるため、一見して病気とわかる場合もあれば、外見上はあまり変化がなく、健康な人と変わらない場合もあります。

そのため、病気に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなどの人権問題が発生しています。

こうした差別や偏見をなくすためには、病気のことを正しく理解し、患者・家族の立場になって考えることが大切です。

HIVは 職場や学校では 感染しません

HIVは次のような日常生活を通じては決して感染しないことを職場や学校にいる全員が知り、「いじめ」などが生じないようにする必要があります。

- 宴会や会食
食べ物を分けあったり、食器を共用してもうつりません。
- 性交渉以外のからだの接触
握手をしたりエレベーターなどで接触してもうつりません。
- 風呂・プール
共用してもうつりません。
- トイレ
トイレを共用してもうつりません。
- 飛まつ
くしゃみ・せき・汗・涙ではうつりません。

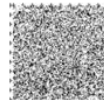
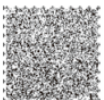


地域で生活する難病患者やその家族の療養生活における相談や支援に取り組んでいます。

<p>各種相談支援 病気やそれに伴う療養生活上の悩み事、不安等の相談や就労に関する相談を電話、面談、メール等により受け付けています。</p>	<p>就労相談 難病患者さんの「治療」と「仕事」の両立を支援するため、就労専門相談員と相談支援員が患者さんと一緒に考えながらサポートします。</p>
<p>講演会・研修会・交流会の開催 医療従事者等を講師とした講演会や研修会、難病当事者が病気や療養生活等について情報交換をする交流会を開催しています。</p>	<p>難病啓発活動 難病について正しく理解していただくために、相談支援員や難病当事者を派遣して、出前講座等を行っています。</p>

熊本県難病相談・支援センター

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター1階
電話 096-321-7055 FAX 096-321-8077
E-mail nanbyo-0555@extra.ocn.ne.jp
HP <https://kumamotonanbyou-center.org>



刑を終えた出所者等 に関する人権問題



刑を終え出所した人は、本人に真摯な更生の意欲があっても、周囲の強い偏見や差別意識があることから、就職や入居などの面で社会に受け入れられないなど、現実には極めて厳しい状況にあります。また、誹謗中傷などその家族の人権が侵害されることもあります。

昭和二十四年(一九四九年)七月に「犯罪者予防更生法」が施行され、現在の更生保護制度が始まりましたが、犯罪の防止と犯罪をした人たちの立ち直りには、一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識から、昭和二十六年(一九五一年)七月に法務府(現在の法務省)が「社会を明るくする運動」を国民運動としてスタートさせました。

平成二十八年(二〇一六年)十二月には「再犯防止等の推進に関する法律」が制定・施行され、本市においても、令和三年(二〇二二年)三月に「熊本市再犯防止推進計画」を策定し、令和五年(二〇二三年)九月に「犯罪のない安全安心なまち熊本市をつくる条例」に再犯防止の要素を加えた条例改正を行い、関係団体と連携し、「社会を明るくする運動」をはじめ各施策及び広報啓発に取り組んでいます。

また、令和七年(二〇二五年)三月には防犯、再犯防止、犯罪被害者等支援の三分野を1つにまとめた「熊本市犯罪のない安全安心なまちづくり推進計画」を策定し、横断的に施策を推進していきます。

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく更生し、犯罪のない安全で安心して暮らせる明るい地域社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、「犯罪や非行の防止」と「罪を犯した人たちの更生」について理解を深め、その立ち直りを支えていくことが大切です。

法務省では、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解と協力の輪を広げるため、それぞれの地域で「社会を明るくする運動」を展開しています。皆さんの更生保護へのご協力をお願いします。

お問い合わせは、法務省熊本保護観察所または法務省保護局まで。



法務省熊本保護観察所

〒862-0971
熊本市中央区大江3-1-53 熊本第二合同庁舎6階
電話 096-366-8080



法務省保護局

〒100-8977
東京都千代田区霞ヶ関1-1-1
電話 03-3580-4111

犯罪被害者等に関する 人権問題



誰もが突然、犯罪に巻き込まれ被害者となってしまう可能性があります。決して他人事ではありません。

犯罪被害に遭われた方やそのご家族(以下、「被害者」という。)の多くは、犯罪そのものによる被害のみならず、精神的なストレスや心身の不調に加え、捜査や裁判等による時間的制約や思わぬ経済的負担、周囲からの配慮に欠ける言動や心ない誹謗中傷など、様々な二次被害に苦しまれています。

しかしながら、これらの問題は、被害者だけの力で解決することは難しく、多くの社会的支援が必要となります。

そこで、私たち一人ひとりにできることは、被害者の置かれた現状を十分に「理解」し、被害者の心に「寄り添い」、被害者が望むときに「支えていく」ことです。

被害者が、一日も早く、住み慣れた地域で、平穏な生活を取り戻していくために、身近に暮らす住民が率先して支援の輪を広げなければなりません。

そして、すべての人が安心して暮らすことができる『犯罪のない明るい地域社会』を作っていきますよ。

犯罪被害者等支援

熊本市では、犯罪の被害に遭われた方やそのご家族(ご遺族)が1日も早く平穏な暮らしを取り戻せるよう支援するため、令和五年(二〇二三年)9月に「熊本市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

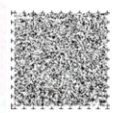
本条例の理念に基づき取組を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

熊本市犯罪被害者等支援条例

- 理念** (第3条)
 - 犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重されること
 - 犯罪被害者等が置かれている状況・事情に応じて、社会から孤立することのないよう配慮し支援が行われること など
- 責務** (第4、5条)
 - 市・事業者の責務(努力義務)
 - 支援策を策定し総合的・計画的に実施する
 - 犯罪被害者等が置かれている状況等を理解する
 - 二次被害が生じないように配慮する
 - 勤務環境に配慮する(事業者) など
- 支援等** (第8-14条)
 - 相談及び情報の提供等
 - 経済的負担の軽減
 - 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
 - 居住の安定
 - 個人情報の取扱いについての配慮
 - 未成年者への配慮
 - 市民及び事業者の理解の促進 など

※犯罪被害者等…犯罪被害に遭われた方や、そのご家族・ご遺族

詳しくはHPへ



北朝鮮当局による拉致被害者等 に関する人権問題

一九七〇年代から一九八〇年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、日本の当局による捜査や亡命北朝鮮作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮当局による拉致疑いが濃厚であることが明らかになりました。平成三年（一九九一年）以来、わが国は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきましたが、北朝鮮側は頑なに否定しつづけてきました。しかし、平成十四年（二〇〇二年）九月の日朝首脳会談においてようやく初めて拉致を認めるに至りました。

国際的にも関心が高まる中、国家間の協議は進められていますが、いまだ解決には至っておらず、わが国は北朝鮮に対し、すべての拉致被害者の安全確保とすみやかな帰国を要求しています。

被害者の人生を、そして大切な家族を奪い去った北朝鮮当局による拉致は、人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

北朝鮮当局による拉致問題は、いまだに解決していません。私たち一人ひとりが拉致問題に関心を持つことが問題解決のためにも大切な一歩になります。

「取り戻す」ためのシンボル 「ブルーリボン」運動

ブルーは「空と海」から由来しており、青色は被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」を、また被害者と家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。「誰もが北朝鮮による拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示」として、青いリボンを身に着けようという運動です。

リボンの形や大きさ、着け方は問いません。小物などの青いものを身に着けることも含まれます。



拉致問題その他
北朝鮮当局による
人権侵害問題に対する
認識を深めよう

平成十八年（二〇〇六年）六月、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、一拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律では、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年十二月十日から同月十六日までを北朝鮮人権侵害問題啓発週間（Japan's Awareness Week）とされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。



ホームレスの人々 に関する人権問題



ホームレスは、不景気で会社が倒産したり、病気や高齢によって仕事が減ったり、その他の様々な理由により、住居を失い生活が成り立たなくなつてしまひ、やむなく路上で生活をされている人たちです。

平成十四年（二〇〇二年）に「ホームレスの自立の支援等に関する法律」が施行され、就労の支援が行われる等の自立のための支援策が講じられ、シェルターを利用することで安定した居住の場を確保出来るようになり、ホームレスの人々の数も減少してきています。

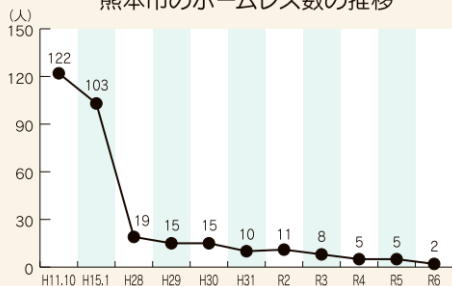
引き続き、私たちは、これからも、ホームレスの問題を社会全体の問題として捉え、自立のために支援していくことが大切です。

平成二十七年（二〇一五年）からは、生活困窮者自立支援法が施行され、熊本市ではホームレスの人々も含めた生活困窮者の方への相談窓口を設置しました。

ホームレスの方が住居等の相談を希望された場合は、「生活自立支援センター」や「福祉相談支援センター」等の相談窓口へご連絡ください。

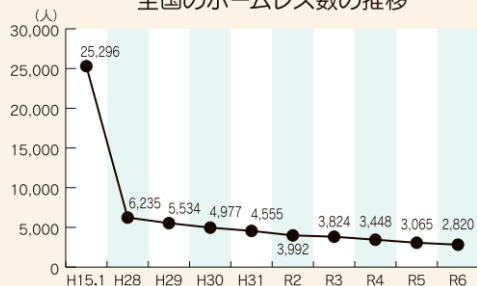
ホームレスの人々への差別や偏見をなくし、生活困窮からの脱却をみんなで支援しましょう。

熊本市のホームレス数の推移



(平成11年(1999年)より、調査を開始)

全国のホームレス数の推移



(平成15年(2003年)より、毎年1月に全国一斉に調査を実施)

災害に関する人権問題

平成二十三年(二〇二一年)に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。

また、平成二十八年(二〇一六年)に発生した熊本地震も甚大な被害をもたらし、震災直後には熊本県全体で最大約十八万四千人の人々が避難者となりました。

さらに、近年は、各地で台風や豪雨等により毎年のように激甚災害に指定される大規模な災害が起きており、令和二年(二〇二〇年)七月豪雨では、球磨川が決壊するなど、県内で甚大な被害が発生し、多くの方々が避難生活を強いられました。

熊本地震では、東日本大震災と同様に避難所等において、女性、妊産婦、高齢者、障がいのある人、外国人等の配慮を必要とする方々に対し、様々な人権問題が発生しました。体育館等の避難所においては、多目的トイレの未設置や施設がバリアフリー化されていない、プライバシーが守られない等十分な配慮が行き届かず課題を残しました。外国人に対しても、支援や被災状況等の必要な情報が行き届かない、根拠のない思い込みや偏見から人権侵害につながる行為も発生しました。これらを踏まえ、令和四年(二〇二二年)十月一日に施行した「熊本市防災基本条例」では、すべての主体が年齢や国籍、性別、障がいの特性に関する多様性を理解すること、また、全ての被災者がその尊厳を傷つけられることなく、必要な支援を受けられるよう、適切な配慮を行うことを規定するとともに、避難所で使用するマニュアルにも配慮が必要な方への対応について明記しました。

今後、災害に関する人権問題への対応では、避難所の運営面など行政が担う責務とは別に、私たち一人ひとりの人権に対する意識を変えることが大切です。正しい情報を得て、被災した人のことを忘れず、その人々の気持ちに寄り添う配慮をすることが求められています。

熊本地震で起きた

様々な人権侵害

平成28年度(2016年度)
市政アンケート調査結果報告書より

「熊本地震に関して、あなた自身又はご家族の人権が侵害されたと思ったことがありますか。」

という問に対し、90.2%の方が人権侵害はなかったと答えているが、6.5%の方が人権侵害はあったと答えており、「ある」と答えた方の36.2%が男性で63.0%が女性でした。

「ある」と回答した理由の主なものとしては、

- 誰もが大変なのはわかっているが、90歳を超える人を廊下には寝かせるというのは悲しい気がしたし、高齢者への配慮の足りなさがあった。
- 避難した際、小さい子どもがいるのでうるさいと嫌な顔をされた。
- ボランティアの方から、おにぎりを投げた渡された。
- ある小学校グラウンドで車中泊をしていて、カップラーメンがほしくてたすねたら体育館内の方以外には配れないと言われたのには驚いた。体育館以外の方の生きる人権はないんだと思った。

自死遺族に関する

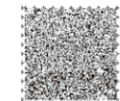
人権問題



身近な人を亡くすことは、とても悲しく、苦しい体験です。特に自殺で亡くなった場合、突然の死であることのショックや自殺を止められなかったという自責など、「遺族の苦しみは計りしれません。さらに、自殺に関する社会の偏見や周囲の誤解等によって、自殺で家族を亡くしたことを周囲に話せず、一人で苦しみ、孤立してしまつ方も少なくありません。

政府が推進すべき自殺対策の指針として策定された「自殺総合対策大綱」では、自死遺族等に対する支援の取組の重要性が言及されています。また、多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより、心理的に「追い込まれた末の死」と述べられています。自殺は個人の問題ではなく、その対策は社会全体で取り組む必要性があります。

自殺対策のための知識や「遺族の心情への理解を深めること」で、人がその死のあり方によって差別されることのない社会、あわせて、これ以上苦しむ方が増えないような、誰も自殺に追い込まれない社会づくりが求められます。



◆令和5年(2023年)に日本で自殺で亡くなった方は、21,837人。一人が自殺で亡くなると、その周囲の少なくとも5人から10人に深刻な影響を与えるといわれており、令和5年(2023年)だけでも10万人以上の方が強い影響を受けていると想定されます。

◆自殺の背景には、ほとんどの場合、経済・生活問題、健康問題、家庭問題など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、国を挙げて「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」として自殺対策に取り組んでいます。

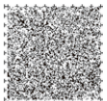
◆NPO法人全国自死遺族総合支援センターでは、自死遺族や自殺念慮に苦しむ方、それを支える方の心情に配慮し、平成25年(2013年)9月に「自死・自殺」の表現に関するガイドラインを作成しました。

・行為を表現するときは「自殺」を使用し、

・「自殺した」ではなく「自殺で亡く

なつた」と表現する。

・遺族や遺児に関する表現は「自死」を使用。



様々な人権問題

現在の社会には、これまで述べてきた以外にも、様々な人権問題が存在しています。

特に近年では、職場などで相手の尊厳を傷つけるパワハラやセクハラに加え、新たにカスハラ(顧客からの著しい迷惑行為)などのハラスメント問題が浮上しています。

また、保護者による子どもへの虐待や保育士等による不適切な保育、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行うヤングケアラーの問題、個人情報流出によるプライバシーの侵害や名誉棄損などの問題、特定の人種や、民族、宗教、性別、性的指向、障がいなど、様々な属性に基づいて行われる差別的発言や行動などのヘイトスピーチの問題など、人権問題は多様化しています。

さらに、これらの問題は、インターネットを介して拡散されることで、更なる問題を引き起こし、従来の枠組みでは類型化できない複雑なものとなつていきます。

本市は、令和元年度に「SDGs未来都市」に選定されました。このSDGsの原文にある「誰一人取り残さないことを誓う」という言葉の根底には、「人権尊重」の理念があります。21世紀を、多様な人々が互いの違いを認め合い、人権を尊重し合う真の「人権の世紀」とするために、これら様々な人権問題について教育、啓発の取組を進め、私たち一人ひとりが、人権を常に身近な問題として捉え、正しく理解し、差別や偏見の解消に努めることが必要です。

カスハラ(カスタマーハラスメント)

顧客からの暴行、脅迫、暴言、不当な要求といった社会通念上相応な範囲を超えた言動により、労働者の就業環境が害されるほどの理不尽で著しい迷惑行為

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを過度に行っていること

ヘイトスピーチ

人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康障がいなど自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて、属する個人または集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する発言や行動のこと

SDGsと人権

あなたはSDGs(エスディージーズ)を知っていますか。SDGsとは、持続可能な開発目標、という英語の略称です。

平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された

世界のすべての人が幸せになるためにみんなで取り組む「7つの目標」のことです。これらの目標は人権尊重の考えに基づいて設定されています。熊本市は、令和元年2019年に国から「SDGs未来都市」に選定されました。私たちもこのまちの一員として、すべての人々の人権を守るために支え合い、持続可能なまちづくりに参加していきましょう。

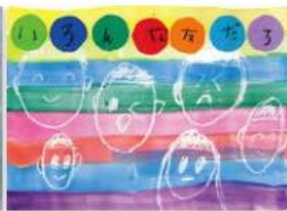


令和六年度(二〇二四年度)人権啓発作品受賞作

絵・ポスターの部(小・中学校)



白山小学校 1年
こが みずきさん



春竹小学校 2年
船津 綾斗さん



秋津小学校 3年
二羽 優里花さん



白川小学校 4年
村上 正幸さん



帯山西小学校 5年
木山 そらさん



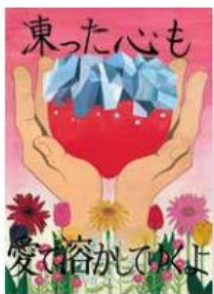
富合小学校 6年
鬼塚 友鈴奈さん



湖東中学校 1年
秋月 里心さん



武蔵中学校 2年
安田 優花さん



龍田中学校 3年
小田 愛莉さん

ポスターの部(一般)

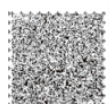


中川 幸恵さん

絵手紙の部(一般)



松永 晴美さん



電話による相談窓口

相談内容	受付窓口	電話番号	受付時間
職場での男女差別やセクシュアルハラスメント、妊娠・出産による解雇や退職勧奨、育児・介護休業、パートタイム労働などの相談等	熊本労働局雇用環境・均等室	096-352-3865	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
地域で生活する難病患者やその家族の療養生活における相談や支援	熊本県難病相談・支援センター	096-321-7055	9:00~16:00 (土日祝、夏季休暇のぞく)

※「年中無休」と記載がない場合は年末年始をのぞきます。 ※記載された内容(受付日時等)は変更される場合があります。(令和6年(2024年)12月末現在)

ご存じですか？

街の相談パートナー 人権擁護委員



Q1 人権擁護委員は何をしている人たちですか？

答え

- 人権擁護委員の役割は、
①人権相談(*下記参照)
②人権侵害の被害者の救済
③人権啓発活動の3つです。

- ①地域の皆さんからの人権に関する相談に応じています。相談は無料で、相談内容についての秘密は守られます。なお、相談は法務局のほか、中央、東、西、北、南区役所でも行われています。
②「人権を侵害された」という被害者からの申告を受けて、救済手続きを開始します。法務局の職員と協力して、人権侵犯事件の調査、処理に当たります。また、調査の途中で、当事者の主張や利害を調整し円満な解決を図ることも行います。
③地域において、住民一人ひとりの人権意識を高め、人権について理解を深めてもらうために、様々な活動を行っています。小学校で行う「人権の花」運動やプロサッカーチームロアッソ熊本との協働で行う人権啓発活動などがあります。

Q2 人権擁護委員はどのようにして選ばれるのですか？

答え

熊本市長が、住民の中から人権擁護委員にふさわしい候補者を選び、市議会の意見を聞いて法務局に推薦します。法務局では、区域内の弁護士と県人権擁護委員連合会の意見を聞いた後、法務大臣から委嘱されることとなります。

Q3 人権擁護委員にはどのような人が選ばれているのですか？

答え

元学校の先生、弁護士、医療・福祉施設の職員といった、いろいろな職業や経験を持つ専門家、地域のことについて詳しい地元企業や農家、自治会の人などです。

Q4 人権擁護委員に任期や定数はあるのですか？

答え

人権擁護委員の任期は3年で、熊本には41人の委員がいます。

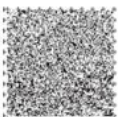
* 人権擁護委員による人権相談

下記の日時・場所で相談窓口を開いています。相談は、事前予約をお願いします。

場所	相談日	場所	相談日	場所	相談日
中央区役所 総務企画課 TEL 328-2610	第1・第3火曜日 (午前9時~正午)	西区役所 総務企画課 TEL 329-1142	第2・第4水曜日 (午後1時~午後4時)	北区役所 総務企画課 TEL 272-1110	第1・第3木曜日 (午前9時~正午)
東区役所 総務企画課 TEL 367-9121	第1・第3木曜日 (午後1時~午後4時)	南区役所 総務企画課 TEL 357-4112	第2・第4水曜日 (午前9時~正午)	お気軽にご利用ください!	

場所	相談日
熊本地方裁判所 人権擁護課 TEL 0570-003-110(人権相談ダイヤル) 熊本中央区大江3丁目1-53(熊本第二合同庁舎4階)	月曜日~金曜日 (午前8時半~午後5時15分)

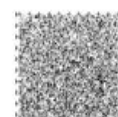
* 祝日および年末年始の日(12月29日から翌年1月3日までの日)を除く。



電話による相談窓口

- 人権全般
- 女性
- 子ども(若者)
- 高齢者
- 障がい者
- 犯罪被害者
- 自死遺族
- ホームレス
- 外国人
- その他

相談内容	受付窓口	電話番号	受付時間
人権に関する相談	みんなの人権110番	0570-003-110	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
	熊本地方裁判所人権擁護課	096-364-2145 (代表)	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
	熊本県人権センター	096-384-5822	①9:00~12:00/②13:00~16:00(土日祝のぞく)
女性の権利に関する相談	女性の権利ホットライン	0570-070-810	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
DV(配偶者や恋人等からの暴力)に関する相談	熊本県女性相談センター(DV専用電話)	096-381-7110	平日 8:30~22:00 土日祝 9:00~22:00
	熊本市DV相談専用電話	096-328-3322	平日 8:30~17:15 (土日祝のぞく)
性暴力被害に関する相談	ゆあさいどももと(公益社団法人くまもと被害者支援センター)	096-386-5555	24時間受付
思いがけない妊娠・出産に関する相談	にんしんSOS熊本	080-9068-7528 (熊本乳児院内)	年中無休 24時間受付
子どもの権利を守るための相談	くまもと子どもホットライン	子ども専用 0120-273-070 大人の方 070-3367-9330 メール・チャット相談有	10:00~18:00 (土日祝のぞく)
いじめや虐待など子どもの人権に関する相談全般	子どもの権利110番	0120-007-110 096-364-0415	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
いじめに悩む子どもの相談	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	年中無休 24時間受付
子どもに関する相談全般(虐待、生活の乱れ、養護、障がい、性格行動・育て方、里親など)	熊本市児童相談所	096-366-8181	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
	児童相談所 虐待対応ダイヤル ※お近くの児童相談所につながります	189(いちいはやく)	(虐待通告については24時間対応)
概ね18歳から39歳までの若者に関する相談	子ども若者相談センター	096-243-5600	9:00~18:00 (土日祝のぞく)
ヤングケアラーに関する相談		096-243-1300	
認知症の様々な悩みに関する相談 ※若年者の認知症もご相談ください。	熊本県認知症コールセンター	096-355-1755	9:00~18:00 (水曜日をのぞく)
障がい者の人権及び権利擁護に関する相談	熊本県障がい者人権権利擁護相談(障がい者110番)	096-354-4110 (FAX兼用)	13:00~17:00 月・水・金(祝日のぞく)
障がい者の虐待に関する相談	熊本市障がい者虐待防止センター	096-363-9111	電話での受付 24時間受付 窓口での受付 8:30~17:15(土日祝のぞく)
障がい理由とする差別に関する相談	熊本市障がい福祉課	096-361-2519	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
犯罪被害者等の悩み、精神的被害の相談、警察や裁判所・病院への付添い等	くまもと被害者支援センター(公益社団法人くまもと被害者支援センター)	096-386-1033	10:00~16:00 (土日祝のぞく)
自死(自殺)により大切な方を亡くされた方の相談	熊本市こころの健康センター	096-362-8100	9:00~16:00 (土日祝のぞく)
ホームレス及びそれに準ずる人々の相談窓口	熊本福祉相談支援センター 熊本中央生活自立支援センター 熊本市東生活自立支援センター 熊本市南生活自立支援センター	096-328-2301 096-328-2795 096-367-9233 096-358-5571	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
23言語による法律相談、在留資格相談、就労相談、住まいの相談、心の相談	熊本市外国人総合相談プラザ(熊本市国際交流会館2F)	096-359-4995	10:00~18:00 (第2、4月曜日をのぞく:当該月曜日が祝日等の場合、翌火曜日)※対応言語・分野ごとに相談日が異なります。



人権啓発ブック

みんな幸せになりたい



この冊子には、音声コードが各ページに印刷されています。スマートフォンにユニボイスをダウンロードして音声コードを読み取ると情報を音声で聞くことができます。



熊本市

